

令和 2 年 4 月 臨時会

議 案 説 明 資 料

予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 2 年度 4 月 補正 予算等 関係 (臨時会 関係))

総 務 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年4月臨時会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		9
			財政課	10
		情報政策課	11	
		行財政改革局 職員支援課	12	
	4 歳入歳出事項別明細書		13	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第3号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	税務課	16

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	長期継続契約の締結状況について	情報政策課ほか	22

議案第1号

令和2年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	597,846	158,518	756,364
9 国庫支出金	46,589,366	9,619,355	56,208,721
12 繰入金	9,353,967	1,072,820	10,426,787
13 繰越金	2,000,000	20,421	2,020,421
14 諸収入	6,387,614	49,474	6,437,088
15 県債	40,684,000	3,667,000	44,351,000
歳入合計	343,151,000	14,587,588	357,738,588

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	31,701,554	1,127,939	32,829,493	1,127,939			
3 民生費	47,564,607	391,247	47,955,854	303,502		25,965	61,780
4 衛生費	12,675,999	2,097,784	14,773,783	1,976,849		47,676	73,259
5 労働費	2,159,959	106,399	2,266,358	106,394		5	
6 農林水産業費	23,934,922	1,503,129	25,438,051	1,088,049	283,000	89,807	42,273
7 商工費	12,468,509	1,229,967	13,698,476	1,181,334		48,633	
8 土木費	45,277,233	7,872,006	53,149,239	3,594,831	3,369,000	68,726	839,449
10 教育費	63,389,118	169,517	63,558,635	167,517			2,000
11 災害復旧費	5,159,299	89,600	5,248,899	72,940	15,000		1,660
歳出合計	343,151,000	14,587,588	357,738,588	9,619,355	3,667,000	280,812	1,020,421

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 農林水産業費分担金	14,235	19,318	33,553	1 農地費分担金	19,318	土地改良費分担金 16,318 農地防災事業費分担金 3,000
計	14,235	19,318	33,553			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
4 農林水産業費負担金	262,469	70,474	332,943	1 農地費負担金	64,714	土地改良費負担金 19,008 農地防災事業費負担金 45,706
				2 林業費負担金	5,760	林道費負担金
5 土木費負担金	274,223	68,726	342,949	3 河川海岸費負担金	11,231	河川改良費負担金 △17,731 砂防費負担金 28,962
				4 都市計画費負担金	57,495	街路事業費負担金
計	583,611	139,200	722,811			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生費国庫負担金	2,367,529	49,464	2,416,993	1 社会福祉費負担金	49,464	社会福祉総務費負担金 918 老人福祉費負担金 48,546
2 衛生費国庫負担金	737,545	52,085	789,630	1 公衆衛生費負担金	52,085	予防費負担金
5 災害復旧費国庫負担金	1,954,187	13,340	1,967,527	1 農林水産施設災害復旧費負担金	13,340	治山施設等災害関連事業費負担金
計	14,857,010	114,889	14,971,899			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	2,043,926	1,127,939	3,171,865	1 総務管理費補助金	1,077,920	一般管理費補助金 1,000,000 私立学校振興費補助金 7,920 人事管理費補助金 70,000
				2 企画費補助金	50,019	計画調査費補助金
3 民生費国庫補助金	1,201,539	254,038	1,455,577	1 社会福祉費補助金	139,319	社会福祉総務費補助金 75,782 老人福祉費補助金 37,340 消費者支援対策費補助金 660 障がい者自立支援事業費補助金 25,537
				2 児童福祉費補助金	114,719	児童福祉総務費補助金 111,669 児童措置費補助金 3,050
4 衛生費国庫補助金	1,260,444	1,924,764	3,185,208	1 公衆衛生費補助金	1,239,455	予防費補助金 1,235,495 健康県づくり推進費補助金 3,960
				2 環境衛生費補助金	299,436	環境衛生連絡調整費補助金
				3 医薬費補助金	47,657	医務費補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
				4 保健所費補助金	338,216	保健所費補助金
5 労働費国庫補助金	410,588	106,394	516,982	1 労政費補助金	65,750	労政総務費補助金 64,750 労働福祉費補助金 1,000
				2 職業訓練費補助金	40,644	職業訓練校費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	7,817,082	1,088,049	8,905,131	1 農業費補助金	519,057	農業総務費補助金
				2 畜産業費補助金	65,656	畜産振興費補助金
				3 農地費補助金	320,508	土地改良費補助金 107,398 農地防災事業費補助金 213,110
				4 林業費補助金	147,356	林業振興費補助金 14,027 造林費補助金 17,086 林道費補助金 24,600 治山費補助金 91,643
				5 水産業費補助金	35,472	水産業振興費補助金 1,972 漁港建設費補助金 33,500
7 商工費国庫補助金	143,958	1,181,334	1,325,292	1 商業費補助金	816,443	商業振興費補助金 136,100 貿易振興費補助金 5,000 金融対策費補助金 675,343
				2 工鉱業費補助金	264,891	工鉱業総務費補助金 28,891 中小企業振興費補助金 236,000
				3 観光費補助金	100,000	観光費補助金
8 土木費国庫補助金	13,489,760	3,594,831	17,084,591	2 道路橋りょう費補助金	1,748,319	道路橋りょう維持費補助金 312,509 道路橋りょう新設改良費補助金 1,435,810
				3 河川海岸費補助金	1,336,467	河川総務費補助金 500 河川改良費補助金 496,013 砂防費補助金 798,954 海岸保全費補助金 41,000
				4 港湾費補助金	1,000	境港管理組合費補助金
				5 都市計画費補助金	509,045	街路事業費補助金 473,045 公園費補助金 36,000
10 教育費国庫補助金	533,971	167,517	701,488	1 教育総務費補助金	165,537	事務局費補助金 51,785 教育連絡調整費補助金 25,746 教育振興費補助金 75,230 育英奨学事業費補助金 12,776
				6 社会教育費補助金	1,980	図書館費補助金
11 災害復旧費国庫補助金	1,263,483	59,600	1,323,083	1 農林水産施設災害復旧費補助金	59,600	耕地災害復旧費補助金 39,600 治山施設等災害関連事業費補助金 20,000
計	30,637,701	9,504,466	40,142,167			

12款繰入金

2項基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
11 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,529,644	72,820	1,602,464	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	72,820	老人福祉費充当 25,960 予防費充当 46,860
16 財政調整基金繰入金	0	1,000,000	1,000,000	1 財政調整基金繰入金	1,000,000	
計	9,326,846	1,072,820	10,399,666			

13款繰越金

1項繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,000,000	20,421	2,020,421	1 前年度繰越金	20,421	
計	2,000,000	20,421	2,020,421			

14款諸収入

8項雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑入	2,231,064	49,474	2,280,538	1 雑入	49,474	
計	2,602,048	49,474	2,651,522			

15款県債

1項県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明				
				区 分	金額 千円					
5 農林水産業債	3,037,000	283,000	3,320,000	3 農地債	165,000	土地改良費充当 44,000 農地防災事業費充当 121,000				
				4 林業債	88,000	林道費充当 8,000 治山費充当 80,000				
				5 水産業債	30,000	漁港建設費充当				
				7 普通土木債	15,464,000	2,414,000	17,878,000	2 道路橋りょう債	893,000	道路橋りょう維持費充当 6,000 道路橋りょう新設改良費充当 887,000
				3 河川海岸債	1,331,000	河川総務費充当 1,000 河川改良費充当 455,000 砂防費充当 701,000 海岸保全費充当 174,000				
10 災害復旧債	1,393,000	15,000	1,408,000	1 災害復旧債	15,000	治山施設等災害関連事業費充当				
11 直轄事業債	2,552,000	955,000	3,507,000	1 直轄道路事業債	897,000	直轄道路事業費充当				
				2 直轄河川海岸事業債	58,000	直轄砂防事業費充当				
計	40,684,000	3,667,000	44,351,000							

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						合計 (千円)	備 考			
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			共済費 (千円)		
補正後	長等	3		33,000	10,728 2.69			84	43,812	7,316	51,128	
	議員	35	330,012		107,268 2.69				437,280		437,280	
	その他の特別職	4,531	548,392	6,624	2,154 2.69		72	557,242		41,748	598,990	
	計	4,569	878,404	39,624	120,150		156	1,038,334		49,064	1,087,398	
補正前	長等	3		33,000	10,728 2.69			84	43,812	7,316	51,128	
	議員	35	330,012		107,268 2.69				437,280		437,280	
	その他の特別職	4,492	305,499	6,624	2,154 2.69		72	314,349		2,266	316,615	
	計	4,530	635,511	39,624	120,150		156	795,441		9,582	805,023	
比較	長等											
	議員											
	その他の特別職	39	242,893						242,893	39,482	282,375	
	計	39	242,893						242,893	39,482	282,375	

給 与 費 明 細 書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費										合計 (千円)	備考	
		報酬		給料		職員手当		計		共済費				
		地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	
補正後	[228] (2,273) 10,534		3,591,185	43,574,149	31,705,004	78,870,338				15,069,621			93,939,959	
補正前	[228] (2,233) 10,534		3,546,008	43,574,149	31,700,938	78,821,095				15,062,487			93,883,582	
比較	(40)		45,177	0	4,066	49,243				7,134			56,377	
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)												
	補正後	1,221,084	59,040	1,971,793	6,262,444	832,399	667,867	115,220	483,452	654,438	301,422	10,397	193,587	
	補正前	1,221,084	59,040	1,971,793	6,262,444	832,399	667,867	115,220	483,452	654,438	301,422	10,397	193,587	
	比較			4,066										
	区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)							
補正後	94,906	8,783	960	369,747	59,470	8,501,356								
補正前	94,906	8,783	960	369,747	59,470	8,501,356								
比較														

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数
※職員数欄[]書は、予定数以外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与						給 与 費				合計 (千円)	備考				
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)			勤労手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)
補正後	[228]	43,574,149	31,332,861	74,907,010	14,518,220	89,425,230											
補正前	[228]	43,574,149	31,332,861	74,907,010	14,518,220	89,425,230											
比較																	
職員手当の内 記	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)					
	補正後	1,221,084	59,040	1,971,793	9,523,849	6,262,444	832,399	667,867	115,220	483,452	654,438	301,422					
	補正前	1,221,084	59,040	1,971,793	9,523,849	6,262,444	832,399	667,867	115,220	483,452	654,438	301,422					
	比較																
	区分	管理職特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通学 教員手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	養老給養等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)							
補正後	10,397	193,587	94,906	8,783	647	960	369,747	59,470	8,501,356								
補正前	10,397	193,587	94,906	8,783	647	960	369,747	59,470	8,501,356								
比較																	

※職員数欄()等は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]等は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与			給 与 費				合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	共済費 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	扶養手当 (千円)			地域手当 (千円)
補正後	2,273	3,591,185	0	372,143	551,401	4,514,729					
補正前	2,233	3,546,008	0	368,077	544,267	4,458,352					
比較	40	45,177	0	4,066	7,134	56,377					

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
職員手当	4,066	1 その他の増減分	(1) 期末手当 4,066	会計年度任用職員の期末手当

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
財政課	56,645,372	1,000,000	57,645,372	1,000,000				
情報政策課	1,403,028	29,000	1,432,028	29,000				
行財政改革局								
職員支援課	62,027	70,000	132,027	70,000				
合計	93,706,477	1,099,000	94,805,477	1,099,000	0	0	0	
<p><説明></p> <p>【財政課】 ・(新)新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費(1,000,000千円)</p> <p>【情報政策課】 ・(新)県庁BCP環境整備事業(29,000千円)</p> <p>【職員支援課】 ・(新)新型コロナウイルス感染防止衛生用品購入事業(70,000千円)</p>								

令和2年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財政課（内線：7046）

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
トータルコスト	0	1,000,787	1,000,787	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	予備費の執行に係る事務処理				
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大し、本県も対象となった。新型コロナウイルス感染症の状況や県内経済動向が日々変化する中で、県民や県内経済が直面する課題に対して、必要な対策を早急に講じるため、枠予算を設定する。

所要額 1,000,000千円

令和2年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

2款 総務費

2項 企画費

情報政策課（内線：7094）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県庁BCP環境整備事業	0	29,000	29,000	29,000				
トータルコスト	0	29,787	29,787	契約事務、システム管理等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルスの県内感染拡大に備え、県庁BCP（業務継続計画）の観点から、職員がテレワークにより自宅等から庁内システムに安全にアクセスできる仕組みを作り、県業務の継続性を確保する。

また、遠隔地の職員や職員以外の者とフェイス・ツー・フェイスで会議や打ち合わせが可能となるオンライン会議システムを導入し、接触機会や会議のための移動時間の削減に取り組むほか、ビジネスチャットを活用した新型コロナウイルス対応に従事する職員間における即時性の高い情報伝達環境を構築する。

※テレワークとは
 情報通信技術を活用して職場から遠く離れた場所で働くことをいう。テレワークには、自宅で仕事をする在宅テレワーク、遠隔地に設置されたオフィスで働くサテライトオフィス、出張等の移動中にモバイルパソコン等を活用するモバイルワークの3種類がある(本事業は、在宅テレワークを想定)。

※ビジネスチャットとは
 LINEのような会話形式で情報の伝達・共有が可能となるアプリケーションのビジネス版をいう。主にスマホ等で活用するものであり、個人向けアプリケーションに比べ、登録メンバーの所属情報やグループの管理、セキュリティ機能等が充実しているのが特徴。

2 主な事業内容

事業	内容	予算額
(1) テレワーク環境整備事業	職員がテレワークにより自宅等から県庁業務を継続できる環境の整備	15,000千円
(2) オンライン会議システム導入事業	職員が他の職員や職員以外の者とオンライン上で会議や意見交換のできるシステムの導入	13,000千円
(3) ビジネスチャット導入事業	新型コロナウイルス対応を行う職員間の円滑な情報共有が可能となるアプリケーションの導入	1,000千円
合計		29,000千円

3 これまでの取組状況、改善点等

- 出張や自宅勤務を行う職員用に県庁外から庁内システムにアクセスし、庁内LANメールの送受信やスケジュール確認等が可能なモバイルパソコンを一定数整備しているが、利用できる機能は全庁共通システムのみであり、各課固有のシステムにアクセスできない等の課題がある。新型コロナウイルスの県内感染拡大時における県庁業務の継続性確保のためのテレワーク環境の整備が必要である。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に出張や会議参集の自粛が求められており、庁内と遠隔地を結び、円滑にコミュニケーションできる仕組みの導入が急務となっている。
- 緊急時の情報伝達については、県庁を基点として電話やメールを活用しているが、迅速な対応のためにはスマートフォン等を活用した新たな仕組みづくりが必要である。

令和2年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
2目 人事管理費

職員支援課（内線：7039）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルス感染防止衛生用品購入事業	0	70,000	70,000	70,000				
トータルコスト	0	75,509	75,509	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.7人	0.7人	新型コロナウイルス感染防止のためのマスク、手指消毒液の備蓄・配布				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染防止のため、必要となるマスク、消毒液などの衛生用品等を購入する。

2 主な事業内容

○購入予定物品 マスク、消毒液等

○予算額 70,000千円

○主な配布先

備蓄品として確保するとともに、必要に応じて学校、県内各種団体・事業者、県施設などに配布する。

3 マスク等の備蓄数と配布の考え方

(1) 備蓄数 (R2.4.13現在)

○マスク 229,824枚

○手指消毒液 なし

(2) 配布の考え方

○県立学校、医療機関、福祉施設の他、様々な事業者において、必要なマスク等が入手できないために運営や事業活動に支障が生じることがないように、県備蓄マスク等を一括管理し、供給をコントロールする。

・県備蓄マスク等にも限りがあり、また、各施設のマスク等の保有状況や緊急度は様々。

・「真に困っているところ」に届けるために、一律配布ではなく、精査の上で個別対応する。

○マスク等の供給をコントロールできるよう、県として一定の備蓄の確保に努める。

○供給に当たっては、県立学校、医療機関、福祉施設等を含め、個々の施設等の状況を把握し、緊急度等に応じて、必要な施設等に当面の必要な数量を配布する。

令和2年度 4月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部				
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費	
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	577,239		577,239	181,792		181,792	149,166		149,166
2 給 料	3,177,821		3,177,821	1,389,901		1,389,901	998,323		998,323
3 職員手当等	4,615,344		4,615,344	3,659,251		3,659,251	3,459,362		3,459,362
4 共 済 費	1,163,931		1,163,931	497,880		497,880	359,146		359,146
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	7,116		7,116	7,116		7,116	7,116		7,116
7 賞 金									
8 報 償 費	257,800		257,800	197,612		197,612	71,072		71,072
9 旅 費	251,417		251,417	102,494		102,494	94,152		94,152
費用弁償	38,940		38,940	8,322		8,322	7,009		7,009
普通旅費	164,094		164,094	88,348		88,348	82,935		82,935
特別旅費	48,383		48,383	5,824		5,824	4,208		4,208
10 交 際 費	2,900		2,900	1,100		1,100	1,100		1,100
11 需 用 費	560,297	78,089	638,386	294,853	78,089	372,942	276,899	70,000	346,899
12 役 務 費	560,148	10,782	570,930	209,966	10,782	220,748	106,275		106,275
13 委 託 料	5,813,482	1,004,509	6,817,991	1,565,869	1,004,509	2,570,378	886,144	1,000,000	1,886,144
14 使用料及び賃借料	841,972	5,620	847,592	677,109	5,620	682,729	114,240		114,240
15 工事請負費	2,701,277		2,701,277	332,139		332,139	332,139		332,139
16 原 材 料 費	565		565						
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	100,258		100,258	45,601		45,601	7,306		7,306
19 負担金、補助及び交付金	8,552,996	28,939	8,581,935	1,187,895		1,187,895	160,164		160,164
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800	1,800		1,800
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	2,344,222		2,344,222	2,344,033		2,344,033	2,344,028		2,344,028
26 寄 附 金									
27 公 課 費	269		269						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	31,701,554	1,127,939	32,829,493	12,726,911	1,099,000	13,825,911	9,398,932	1,070,000	10,468,932
財 国庫支出金	2,494,808	1,127,939	3,622,747	21,688	1,099,000	1,120,688	18,421	1,070,000	1,088,421
源 地 方 債	4,735,000		4,735,000	1,769,000		1,769,000	1,687,000		1,687,000
内 そ の 他	1,655,330		1,655,330	359,138		359,138	279,039		279,039
訳 一 般 財 源	22,816,416		22,816,416	10,577,085		10,577,085	7,414,472		7,414,472

令和2年度 4月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費						2項 企画費		
	1目 一般管理費			2目 人事管理費			補正前	補正額	補正後
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	143,588		143,588	4,549		4,549			
2 給 料	988,273		988,273	10,050		10,050	49,907		49,907
3 職員手当等	1,171,544		1,171,544	2,287,818		2,287,818	24,999		24,999
4 共 済 費	357,465		357,465	1,681		1,681	16,913		16,913
5 災害補償費				500		500			
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金									
8 報 償 費	181		181	5,179		5,179	1,762		1,762
9 旅 費	59,018		59,018	26,189		26,189	2,895		2,895
費用弁償	5,619		5,619	389		389	20		20
普通旅費	53,399		53,399	23,997		23,997	1,613		1,613
特別旅費				1,803		1,803	1,262		1,262
10 交 際 費	1,100		1,100						
11 需 用 費	131,379		131,379	5,585	70,000	75,585	3,697	8,089	11,786
12 役 務 費	27,604		27,604	36,056		36,056	80,091	10,782	90,873
13 委 託 料	45,087	1,000,000	1,045,087	156,459		156,459	532,419	4,509	536,928
14 使用料及び賃借料	27,294		27,294	21,063		21,063	547,049	5,620	552,669
15 工 事 請 負 費				3,018		3,018			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	4,389		4,389	1,482		1,482	37,297		37,297
19 負担金、補助及び交付金	25,000		25,000	50,834		50,834	90,999		90,999
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 附 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	2,981,922	1,000,000	3,981,922	2,610,463	70,000	2,680,463	1,388,028	29,000	1,417,028
財 国庫支出金	8,016	1,000,000	1,008,016		70,000	70,000	3,267	29,000	32,267
源 地 方 債				1,321,000		1,321,000	37,000		37,000
内 そ の 他	51,328		51,328	54,770		54,770	70,391		70,391
訳 一 般 財 源	2,922,578		2,922,578	1,234,693		1,234,693	1,277,370		1,277,370

令和2年度 4月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			総 務 部 合 計		
	うち総務部					
	2項 企画費			補正前	補正額	補正後
	2目 計画調査費					
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬				185,110		185,110
2 給 料				1,428,291		1,428,291
3 職員手当等				3,678,702		3,678,702
4 共 済 費				511,267		511,267
5 災害補償費				500		500
6 恩給及び退職年金				7,116		7,116
7 賃 金						
8 報 償 費	1,762		1,762	204,054		204,054
9 旅 費	2,895		2,895	108,473		108,473
費用弁償	20		20	8,799		8,799
普通旅費	1,613		1,613	90,313		90,313
特別旅費	1,262		1,262	9,361		9,361
10 交 際 費				1,100		1,100
11 需 用 費	3,697	8,089	11,786	299,026	78,089	377,115
12 役 務 費	80,091	10,782	90,873	213,915	10,782	224,697
13 委 託 料	532,419	4,509	536,928	1,600,133	1,004,509	2,604,642
14 使用料及び賃借料	547,049	5,620	552,669	679,476	5,620	685,096
15 工事請負費				354,707		354,707
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	37,297		37,297	45,895		45,895
19 負担金、補助及び交付金	90,999		90,999	15,685,656		15,685,656
20 扶 助 費				1,500		1,500
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				1,800		1,800
23 償還金、利子及び割引料				12,367,393		12,367,393
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				2,344,033		2,344,033
26 寄 附 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金				53,838,330		53,838,330
予 備 費				150,000		150,000
計	1,296,209	29,000	1,325,209	93,706,477	1,099,000	94,805,477
財 源						
内 国庫支出金	3,267	29,000	32,267	154,651	1,099,000	1,253,651
地方債	37,000		37,000	1,788,000		1,788,000
その他	56,303		56,303	6,964,571		6,964,571
一 般 財 源	1,199,639		1,199,639	84,799,255		84,799,255

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部を改正する条例								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 徴収の猶予制度の特例創設に伴う所要の規定の整備 新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予の特例に係る申請書の記載事項及び添付書類を規定する。 【参考：徴収の猶予制度の特例の概要】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象者</td> <td>以下の要件を満たす納税者及び特別徴収義務者 ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 ※②の判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>対象税目</td> <td>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目 ※既に納期限が到来している地方税についても遡及適用できる。</td> </tr> <tr> <td>猶予期間</td> <td>最長1年</td> </tr> <tr> <td>担保・延滞金</td> <td>担保は不要とし、延滞金は免除する。</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅ローン控除の特例適用要件の弾力化 新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合であっても、令和3年12月末までに入居する等の一定の要件を満たす場合には、住宅ローン控除を適用できることとされたため、所要の規定を整備する。 ※現行：消費税引き上げ時の需要平準化対策として、令和2年12月末までの入居に限り軽減期間を13年（通常は10年）とされたもの</p> <p>(3) 中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への個人県民税の寄附金控除の適用 知事が指定するイベントのうち、自粛要請等に伴い中止等したイベントの入場料等について観客が払戻請求権を放棄した場合は、個人県民税の所得割の寄附金控除の対象とする。</p> <p>(4) 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の特例適用要件の弾力化 新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅取得の日から6月以内に耐震改修工事を行い、居住の用に供することができない場合であっても、耐震改修工事終了後6月以内に居住する等の一定の要件を満たすときは、当該特例措置を適用できることとされたため、所要の規定を整備する。</p> <p>(5) 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を令和3年3月31日（現行 令和2年9月30日）までに延長する。 ※現行：消費税引き上げ時の需要平準化対策として、令和2年9月末日まで特例措置を適用するとされたもの。</p> <p>3 施行期日 施行期日は公布日とする。ただし、2の(2)及び(3)については、令和3年1月1日とする。</p>	対象者	以下の要件を満たす納税者及び特別徴収義務者 ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 ※②の判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮する。	対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目 ※既に納期限が到来している地方税についても遡及適用できる。	猶予期間	最長1年	担保・延滞金	担保は不要とし、延滞金は免除する。
対象者	以下の要件を満たす納税者及び特別徴収義務者 ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 ※②の判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮する。								
対象税目	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目 ※既に納期限が到来している地方税についても遡及適用できる。								
猶予期間	最長1年								
担保・延滞金	担保は不要とし、延滞金は免除する。								

鳥取県税条例の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収猶予の申請手続等) 第6条の3 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等)</u> 第6条の3の2 <u>法附則第59条第2項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実(法附則第59条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実をいう。次項において同じ。)があること及び徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 徴収金の年度、税目、納期限及び金額並びに徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間</u></p> <p><u>(3) 徴収の猶予をする金額を分割して納付し、又は納入しようとする場合にあっては、それぞれの期限及び金額</u></p> <p>2. <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類</u></p> <p><u>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) 猶予を受けようとする日以前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告) 第91条 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の特例に関する申告)</u> 第91条の2 <u>法附則第60条第1項の規定により読み</u></p>	<p>(徴収猶予の申請手続等) 第6条の3 略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告) 第91条 略</p>

替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所及び氏名
- (2) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) 耐震改修に係る契約の締結年月日
- (5) 耐震改修の完成年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第92条の2に規定する徴収猶予の申告書を提出した場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第60条第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類
- (2) 当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類
- (3) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第60条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類
- (4) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第60条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 略

2 法第73条の27の2第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに第91条第1項各号(次条の規定による徴収猶予の適用を受けた場合)にあっては、第91条の2第1項各号)に掲げる事項を記載し

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 略

2 法第73条の27の2第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

た還付申請書を知事に提出しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所及び氏名
- (2) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) 耐震改修に係る契約の締結年月日
- (5) 耐震改修の着工及び完成の予定年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第60条第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類
- (2) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第60条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類
- (3) その他知事が必要であると認める書類

(環境性能割の非課税)

第136条の2 略

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 略

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第 号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p>
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事のうち、知事が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第2項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第1項の規定を適用する。</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の特例に関する申告)</p> <p>第91条の2 <u>法附則第62条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第92条の2に規定する徴収猶予の申告書を提出した場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居</u></p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の特例に関する申告)</p> <p>第91条の2 <u>法附則第60条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第92条の2に規定する徴収猶予の申告書を提出した場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居</u></p>

住の用に供することができなかつたことにつき
法附則第62条第1項の総務省令で定めるところ
により証明する書類

(2) 略

(3) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第62条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類

(4) 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第62条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第62条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第62条第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(2) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第62条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類

(3) 略

住の用に供することができなかつたことにつき
法附則第60条第1項の総務省令で定めるところ
により証明する書類

(2) 略

(3) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第60条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類

(4) 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第60条第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該住宅をその取得の日から6月以内に前項に規定する者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第60条第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(2) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第60条第1項に規定する政令で定める日までに締結していることを証明する書類

(3) 略

附 則

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部情報政策課	物品 保守	モバイルパソコン	50台	米子市西三柳328番地 株式会社ケーオワイエ	13,483,371	令和2年2月26日 ～令和6年3月25日	鳥取県総務部情報政策課
2	総務部総合事務センター 庶務集中課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	202,400	令和2年4月1日 ～令和4年2月28日	鳥取県総務部総合事務センター 庶務集中課
3	公文書館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	184,800	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	鳥取県立公文書館